

## 規 則

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年六月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第四十二号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（一）から様式第一号（十三）までの規定中 「 交通、労災  
疾病、先天

、その他の事故、戦傷、戦災、  
性、その他（ ）」 「交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、自  
然災害、  
疾病、先天性、その他（ ）」  
を  
に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の身体障害者福祉法施行細則に定める様式による用紙は、  
当分の間、所要の調整をして使用することができる。